

## 姫路駅北にぎわい交流広場利用者各位

姫路駅北にぎわい交流広場利用に際し、機材等を搬入・搬出される場合、以下の点についてご注意ください。

「使用規約」及び以下の注意事項について、遵守いただけない場合、以後の利用をお断りすることになります。

- 1 東側一般車乗降場内のエレベータ（下図①）を使用（使用可能時間内に限る）する場合、別途「作業届出書」の提出が必要となります。（手続方法等の詳細は下記「にぎわい交流広場ステーション」へお問い合わせください。）

〔使用可能時間〕

朝 10:00まで、夜 20:00以降

エレベータを降りた後、地下街商業施設内を通ることとなりますので、使用時間を厳守するとともに、商業施設内店舗及び通行者の迷惑とならないようご注意ください。

- 2 東側一般車乗降場（下図②）は駐車禁止ですので、荷降ろし及び荷積みをした後は、速やかに車を移動させてください。
- 3 荷捌き場（下図③）は、上記1の「作業届出書」により届出をした場合を除き、使用（駐停車）禁止です。
- 4 キャッスルガーデン東側のエレベータ（下図④）及びキャッスルビュー北側のエレベータ（下図⑤）は荷物用ではありませんので、台車等での使用はご遠慮ください。  
また、キャッスルガーデン内のエスカレータ（下図⑥）及びキャッスルビュー下のエスカレータ（下図⑦）も同様、台車等を用い乗降することは危険ですのでご遠慮ください。

その他ご不明な点等については、にぎわい交流広場ステーション（TEL079-287-0363）へお問い合わせください。

